

議案第 1 2 1 号

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨かわいスキー場をスポーツ施設として位置付けるための改正

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

飛驒かわいスキー場	飛驒市河合町稲越 2824番地	シーズン中は 無休	シーズン中は 無休	午前9時から午後5時まで	飛驒市使用料徴収条例による
-----------	--------------------	--------------	--------------	--------------	---------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（飛驒市使用料徴収条例の一部改正）

- 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表に次のように加える。

飛驒かわいスキー場	—	—	—	—	—	—	- リフト券 1回券 260円 12回券 2,610円 - 午前券 2,610円 - 午後券 2,610円 1日券 3,660円 - シーズン券 31,420円 - 各リフト券は、第2リフト、第3リフト、第4リフト
-----------	---	---	---	---	---	---	--

							及び第5リフト共通とし、 購入者本人に限り有効とする。
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

(飛驒市観光施設条例の一部改正)

- 3 飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒かわいスキー場の部を削る。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						改正案					
本則・附則 略						本則・附則 略					
別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）						別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					
名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市宮水泳プールの部 略						飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市宮水泳プールの部 略					
_____	_____	_____	_____	_____	_____	飛騨かわい	飛騨市河合	シーズン中	シーズン中	午前 9	飛騨市使
_____	_____	_____	_____	_____	_____	スキー場	町稲越2824	は無休	は無休	時から	用料徴収
	_____			_____	_____		番地			午後 5	条例によ
				_____	_____					時まで	る

飛驒市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案								
本則・附則 略 別表第1 略 別表第2（第2条関係） 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設～(2) コミュニティ施設 略 (3) スポーツ施設							本則・附則 略 別表第1 略 別表第2（第2条関係） 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設～(2) コミュニティ施設 略 (3) スポーツ施設								
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00				6:00	8:00	13:00	8:00	18:00	
		—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00			8:00	12:00	17:00	17:00	22:00		
飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市営水泳プールの部 略							飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市営水泳プールの部 略								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 リフト券
—							—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 1回券 260円
—							—	—	—	—	—	—	—	—	(2) 12回券 2,610円
—							—	—	—	—	—	—	—	—	(3) 午前券 2,610円
—							—	—	—	—	—	—	—	—	(4) 午後券 2,610円
							—	—	—	—	—	—	—	—	(5) 1日券 3,660円
							—	—	—	—	—	—	—	—	(6) シーズン券
							—	—	—	—	—	—	—	—	31,420円
							—	—	—	—	—	—	—	—	2 各リフト券は、第2
							—	—	—	—	—	—	—	—	リフト、第3リフト、
							—	—	—	—	—	—	—	—	第4リフト及び第5リ
							—	—	—	—	—	—	—	—	フト共通とし、購入者
							—	—	—	—	—	—	—	—	本人に限り有効とする。
以下 略							以下 略								

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案						
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）						
名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料		名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料			
飛騨市観光案内所の部～飛騨市アスク山王の部 略					飛騨市観光案内所の部～飛騨市アスク山王の部 略						
飛騨市 やまび こ学園	飛騨市河 合町稲越 1613番地 1	休館日等 休日 無休 開館時間等 開館時間 午前 0時から午後12時 まで	使用料		飛騨市 やまび こ学園	飛騨市河 合町稲越 1613番地 1	休館日等 休日 無休 開館時間等 開館時間 午前 0時から午後12時 まで	使用料			
			単位	料金（円）				単位	料金（円）		
			1棟 1泊	10,470				1棟 1泊	10,470		
飛騨か わいス キー場	飛騨市河 合町稲越 2824番地	休館日等 休日 シーズン 中は無休 開館時間等 利用時間 午前 9時から午後5時 まで	リフト使用料					リフト使用料			
			使用の 種類	金額 (円)				摘要	使用の 種類	金額 (円)	摘要
			1回券	260				1 各リ	1回券	260	1 各リ
			12回券	2,610				フト券は、	12回券	2,610	フト券は、
			午前券	2,610				次に掲げ	午前券	2,610	次に掲げ
			午後券	2,610				るリフト	午後券	2,610	るリフト
			1日券	3,660				共通とす	1日券	3,660	共通とす
			シーズン券	31,420				る。	シーズン券	31,420	る。
								(1) 第2			(1) 第2
								リフト			リフト
		(2) 第3			(2) 第3						
		リフト			リフト						
		(3) 第4			(3) 第4						
		リフト			リフト						
		(4) 第5			(4) 第5						
		リフト			リフト						

資料

[illegible]

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

飛騨かわいスキー場をスポーツ施設として位置付けるための改正

2 改正の内容

市では、飛騨かわいスキー場を、地域資源と都市住民との交流を活用した地域活性化と産業振興を図るための観光施設として位置付けてきたが、地域住民の利用が多く地域住民の交流の場となっている利用実態等に鑑み、市民の健康の維持増進及び心身の健全な発達を図るためのスポーツ施設に位置付けるため所要の改正を行うもの。

(1) 飛騨市スポーツ施設条例の改正

同条例に飛騨かわいスキー場を加える。

(2) 飛騨市使用料徴収条例の改正

同条例に飛騨かわいスキー場を加える。

(3) 飛騨市観光施設条例の改正

同条例から飛騨かわいスキー場を削る。

3 施行日 令和3年4月1日